○関東地方整備局告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十三号線

三　事業施行期間　自平成二十一年八月十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都北区中十条一丁目、中十条二丁目及び中十条三丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十三日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岐阜市日野東四丁目四番一から関市山田字籠屋六六七番二まで	前	B A	九・二〇～一〇六・〇〇	五・九一二（キロメートル）
	後	B A	九・二〇～一〇六・〇〇	五・九一二
			一二三・〇〇～七三・〇〇	二・六七一
			一二三・〇〇～七三・〇〇	二・六七一

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項十六、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「イ　大阪府大阪市中央区南本町一丁目三番九号サンコービル209　ロ　大阪府大阪市中央区南本町一丁目三番七号マヤビル第一10F」を「大阪府大阪市中央区南本町一丁目三番九号」に改める。

○近畿地方整備局告示第百二十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　16

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿建築確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	柏木　良雄

(2)　変更年月日

平成二十一年六月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	明石　政一、中井　隆三、濵作男
変更後	山本　修圀、松島　見龍、野間

(2)　変更年月日

平成二十一年五月三十日

○中国地方整備局告示第七十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十三日

中国地方整備局長　福田　功

第1　起業者の名称　広島県

第2　事業の種類　県道矢野安浦線改築工事（広島県東広島市黒瀬町津江地内）並びにこれに伴う砂防設備及び普通河川付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ地内

2　使用の部分　広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、県道矢野安浦線（以下「本路線」という。）のうち、広島県安芸郡熊野町字深原地内から東広島市黒瀬町津江字神之前地内までの延長2,850mの区間（以下「全体計画区間」という。）を道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づきバイパス方式により改築する、県道矢野安浦線改築工事（以下「本件事業」という。）を計画したものであり、平面及び縦断線形の改良により、安全で円滑な交通を確保し、幹線道路としての機能の向上を図るものである。

今回事業の認定をしようとする区間は、全体計画区間のうち、既に用地取得が完了している区間を除いた上記起業地の延長426mの区間（以下「申請起業地区間」という。）である。

申請起業地区間の計画は、車道と歩道を分離した線形の良好な幅員10.25mの2車線道路をバイパス方式により整備するものであり、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道であり、法第3条第1号に該当する事業である。

また、本件事業の施行に伴うイラスケ川の砂防設備及び普通河川付替工事については、本件事業と同時に施行する必要かつ適当と認められる必要最小限の範囲を関連事業として本体事業と併せて施行するものであり、この関連事業は、それぞれ砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備及び公共の利害に関係のある河川であり、法第3条第3号及び第2号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、本路線の申請起業地区間における改築工事であるところ、本路線は道路法第7条の規定により広島県知事が県道に認定した路線であり、広島県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である広島県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本件事業は、広島県安芸郡熊野町字深原地内から東広島市黒瀬町津江字神之前地内までの延長2,850mの区間を全体計画区間として、バイパス方式により改築する工事である。

本路線は、広島県全体の骨格を形成する道路として位置づけられ、広島都市圏と県中部沿岸地域とを東西に連絡する最短路線であり、さらに、東広島市と呉市を南北に結ぶ一般国道375号東広島呉自動車道の黒瀬インターチェンジ（仮称）についても、本路線への設置が計画されていることから、重要な幹線道路として位置づけがされている路線である。

しかし、本路線のうち広島県安芸郡熊野町字深原地内から東広島市黒瀬町津江字神之前地内までの延長約3,200m区間（以下「現道」という。）は、本路線内の最高標高地点である標高約350mの峠越区間であり、車道幅員6.0mの2車線での一次改築は完了しているものの、縦断勾配が最大10.2%